

## 新型コロナウイルス感染症に対する当施設の対応について

平素より当施設の事業につきましてご高配を賜り感謝申し上げます。

このたび、「緊急事態宣言」が解除となり、今後はいわゆる「新しい生活様式」に移行していく必要があるとされております。そこで段階的に、厚生労働省からの通知に留意しつつ、面会等の対応をさせていただくこととしました。今後も厚生労働省からの感染症対策通知に基づいた上で、配置医師を含めた感染症対策委員会にて適時検討し感染対応策を実施してまいります。

【厚生労働省通知（原文抜粋）】

令和2年4月7日

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

（中略）

面会については、感染経路の遮断という観点で言えば、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

（以下略）

当苑では、安定した入居生活を維持するうえで、『ご家族の面会等によるサポートは極めて重要なもの』と位置づけております。つきましては、当苑医師の指示・助言のもと、その原則にもとづき面会・外来対応を「宣言」以前の状態に戻すことにします。しかしそのためには、より厳しい条件を適用し、入居者の安全を図っていきます。面会及び外来について6月1日より、下記の原則をもとに対応しますのでご理解ご協力をお願いいたします。

① 入苑時の手洗い・アルコール消毒、咳エチケットの徹底（マスクの着用等）

入苑前、必ず玄関洗面台にて手洗いをお願いします。その後、設置してあるアルコール消毒器に手をかざし消毒してください。マスクを着用されるなど、他者に飛沫が及ばないようご配慮ください。

② 体温測定し37.0度以下であり、体調不良な状態ではないこと

ご自宅で測定し発熱が無いことを確認し、ご来苑ください。さらに入苑時には、非接触型体温計を用いて測定させていただきます。その際、37.1度以上の発熱が認められた場合、新しい面会簿（別紙面会者カード：体調不良ではないことの確認）のチェック欄に該当する場合には入苑をお断りいたします。

③ 当面は1階での面会とし、飲食をともにすることは控えていただきます

3密を極力控えること、他入居者への配慮、食中毒警戒時期に入ること、などを考慮し当面は1階でご面会いただく対応とします。ご面会を告げていただければ入居されている方を1階にお連れいたします。（1階の換気及び椅子等の消毒は当方にて随時行います）

尚、当苑では不特定多数の来苑を想定するイベント類は中止又は延期しております。一方、不要不急以外の特定された方々の来苑については上記と同様の対応を実施いたします。

今後も当苑の医師が、WHOの情報を日々確認し、状況の変化に応じて適切に対応致します。又、感染が疑われた場合には必要に応じ、帰国者・接触者相談センター（市川保健所）と連携し、指示の基に対応いたします。

以上

ご不明の点につきましては、担当相談員まで遠慮なくお問い合わせください。

うらやす和楽苑 相談員（足立、石橋、井上、木村）

電話 047-380-0111